



福岡県医師会第 244 号 (地)
令和 5 年 4 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公 印 省 略)

「標準的な健診・保健指導プログラム (令和 6 年度版)」及び
「特定健康診査等実施計画作成の手引き (第 4 版)」、
「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第 4 版)」
の公表等について

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、第 4 期 (令和 6 年度～令和 11 年度) の特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施に向け、下記プログラム等を取りまとめ公表したとして周知依頼がありました。

第 4 期からは、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項についても、この手引き及びプログラムに含めることとし更新された内容が掲載されております。これに伴い、「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き (最終改正令和 3 年 2 月 1 日)」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止されることとなっており、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については従来どおりの対応になるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、「特定健康診査等実施計画作成の手引き (第 4 版)」は、各保険者が第 4 期特定健康診査等実施計画を作成するにあたって参考とするものです。

記

【厚生労働省ホームページ】

- ・ 標準的な健診・保健指導プログラム (令和 6 年度版)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155_00004.html
- ・ 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第 4 版)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html
- ・ 「特定健康診査等実施計画作成の手引き (第 4 版)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31133.html

以上

日医発第 16 号(健Ⅱ)
令和 5 年 4 月 5 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
宮川 政昭
(公印省略)

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第 4 版）」及び
「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」について

今般、第 4 期特定健康診査等実施計画期間（令和 6 年度から令和 11 年度）における制度の見直しを行うため、関係省令及び告示を改正し、公布されたところですが、第 4 期からの特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施に向けて、「第 4 期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において検討・整理された内容を踏まえ、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」を取りまとめ、併せて、各保険者が第 4 期特定健康診査等実施計画を作成するにあたって参考としていただく「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第 4 版）」も改訂したとして、別添のとおり厚生労働省保険局から関係団体宛に周知方協力依頼がありました。

各手引きにつきましては、3 月 31 日付で厚生労働省ホームページ（下記 URL 参照）に公表されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

- ・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html
- ・「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第 4 版）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31133.html

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 31 日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」及び
「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」
の公表について

特定健康診査及び特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、第4期特定健康診査等実施計画期間（令和6年度～令和11年度）における制度の運用の見直しを行うため、関係省令及び告示を改正し、公布したところですが、第4期からの特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施に向けて、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において検討・整理された内容を踏まえ、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を取りまとめました。

また、併せて各保険者が第4期特定健康診査等実施計画を作成するにあたって参考としていただく「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」も改訂しました。

つきましては、これらを厚生労働省のホームページ(※)にそれぞれ公表しますので、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるようお願いいたします。

(※) 厚生労働省ホームページ

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31133.html

【担当】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 杉田、久保

TEL:03-5253-1111（内線 3386）

tekiseika01@mhlw.go.jp

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会

日医発第 15 号(健Ⅱ)
令和 5 年 4 月 5 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

今般、第 4 期特定健康診査等実施計画期間（令和 6 年度～令和 11 年度）に向けて、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」を取りまとめ、公表した旨、厚生労働省より別添の通知がありましたのでご連絡申し上げます。

第 4 期からは、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項についても、この手引き及びプログラムに含めることとし、内容も更新されております。

また、これに伴い、「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き（最終改正令和 3 年 2 月 1 日）」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止されます。ただし、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

- ・ 標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155_00004.html

健 発 0331 第 5 号
保 発 0331 第 7 号
令和 5 年 3 月 31 日

(別記) 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

標記について、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴職におかれましても適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について
別記宛先

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

国民健康保険中央会長

全国国民健康保険組合協会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

共済組合連盟会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

地方公務員共済組合協議会長

全国国民健康保険組合協会長

日本医師会長

日本歯科医師会長

結核予防会理事長

全国労働衛生団体連合会長

全日本病院協会長

日本総合健診医学会理事長

日本人間ドック学会理事長

日本病院会長

予防医学事業中央会理事長

日本看護協会長

日本栄養士会長

保健医療福祉情報システム工業会長

日本保健指導協会代表理事

健 発 0331 第 5 号
保 発 0331 第 7 号
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

情報通信技術を活用した特定保健指導は、平成 25 年 8 月から実施されており、実施している保険者からは、遠方の利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の実施が図られるなどの評価が得られています。また、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項として、「特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き」を示しているところです。

今般、第 4 期特定健康診査等実施計画期間（令和 6 年度～令和 11 年度）に向けて、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4 版）」及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」を取りまとめ、公表しました。第 4 期からは、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項についても、この手引き及びプログラムに含めることとし、内容も更新しましたので、お知らせします。

つきましては、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のないよう、お願いいたします。

また、これに伴い、令和 3 年 2 月 1 日付け健発 020111 号・保発 0201 第 6 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き（最終改正令和 3 年 2 月 1 日）」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止します。ただし、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。